

令和4年度第3回 川越市農業振興審議会

1 開催日時 令和4年10月31日（月） 午後3時～午後5時

2 開催場所 川越市役所4階4A会議室

3 出席者

平口嘉典、矢澤則彦、加藤榮壽、堅木元美、内田光夫、大澤滉平、橋本栄、早川和孝

4 事務局職員

産業観光部部長 岸野泰之、産業観光部参事兼農政課課長 高梨直人、農政課副参事 藤倉良介

小川覚一郎、青野剛士、野村哲、高梨峰継、分須正二、高田英明、鈴木千晶

5 会議の概要

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 川越市農業振興計画改訂版 骨子案

(事務局より説明)

(委員)

- ・ 44ページの「方針3－施策(1)－取組④」で「農業法人の設立等」を「支援」と記載がある。
- ・ 第1回川越市農業振興審議会の資料1で、農業法人数について、平成27年は15経営体あったが、令和2年は6経営体に減っている。半分に減っているが、状況を知りたい。

(事務局)

- ・ 農業法人数の減少は、国の統計で示されているとおりである。
- ・ 計画上、農業法人数の増加を目指していたが、川越は都心から近いため、大規模に耕作するのが難しい環境である。川越のような地域で、どのような法人化が望ましいのかを含めて整理していきたいと考えている。

(委員)

- ・ 46ページの「方針4－施策(1)農業基盤整備」では、主に、水田地域の基盤整備について記載されている。

- ・福原地域などの畑作地域の農業基盤整備事業も、必要があるのではないか。

(事務局)

- ・農業基盤整備は、水田、畑作を問わず、地域の合意形成が重要な要素となる。
- ・地域での合意形成は、ほぼ100%の同意を得ることが条件になっており、最低限の面積要件など、地域や市、県、関係機関も関わる中で、細かいところまで話し合い、しっかりと詰めた中で、実施していくことが基本である。
- ・農業基盤整備は、水田地域のイメージがあるかもしれないが、畑作地域であっても、可能であれば取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

- ・人・農地プランを継承し、地域計画を策定するということが、具体的なスケジュールを伺いたい。

(事務局)

- ・地域計画の具体的なスケジュールは、これから農業委員会や県等と調整を図りながら、決定していく予定である。
- ・令和6年度末には、地域計画を策定するよう国から求められている。それに間に合うよう、関係機関と協力しながらスケジュールを組んでいく予定である。

(委員)

- ・地域計画の策定と取組促進の中に、農業経営基盤強化促進法の改正について触れられている。
- ・同法の改正時、農業を担う者として現在の4類型は入るが、その他に地域の農業を担う者として、小規模農家や半農半Xなど、多様な農業者を地域の農業を担う者とするような意味合いが、新たに加わったように推察している。
- ・それらの改正点は、地域計画を策定する際に、どのように反映されるのか聞きたい。

(事務局)

- ・今までの人・農地プランは、認定農業者や集落営農組織という、いわゆる4類型の方々に農地を集積するものであった。しかし、今後の地域計画では、半農半Xなど、4類型以外の多様な担い手も、農業を担う者に含まれる見込みである。ただし、現時点では、農業を担う者が具体的にどういう者か、まだ示されていない。
- ・それらが国から示された後、どのような農業者に今後の農業を担っていただくのか、検討しながら地域計画を進めていきたい。

(委員)

- ・ 49 ページ、「方針 4－施策(4)農の多面的機能と環境の保全」で、川越市内 11 組織で、多面的機能支払交付金を活用しているとあるが、特に水田地帯では、休耕した水田があると、病虫害等が発生し、周りの水田に影響を与える印象がある。
- ・ 以前、石川県では、遊休農地を解消すると、一反当たり燃料代を含めて 3,000 円から 5,000 円程度の補助が出ると聞いたことがあるが、市は遊休農地解消について、どのように考えているのか。

(事務局)

- ・ 遊休農地の解消は、地域農業を支える上で大変重要な課題である。
- ・ 遊休農地の解消に当たっては、農政課をはじめ、地域の農業委員、農地利用最適化推進員等と連携しながら、どのような対応を取るのが地域にとって一番よいかを検討する必要がある。農業委員会事務局とよく連携しながら考えていきたい。
- ・ また、石川県では、遊休農地の解消に際して支援があるということだが、今の市の現状では、遊休農地を解消した場合の補助等について、今この場で、「実施する」とは即答できない。
- ・ しかし、他市町村の事例の収集に努めて、効果的な施策ができるようであれば、展開していきたいと考えている。

(委員)

- ・ 51 ページの「方針 5－施策(1)市民が『農のある生活』を楽しむ場の提供」の取組⑤において、市民農園の整備、運営の支援、市民農園の利用者に向けた情報提供とはどのように行っていくのか。
- ・ 市民農園の近隣農地を借りて耕作している。
- ・ 市民農園の貸出部分において、利用者の管理が行き届いておらず、雑草が繁茂して、近隣農地に倒れてくることもある。また、空き区画は耕作放棄状態になっており、病虫害の発生原因にもなっていると推察される。
- ・ 一方で、市民農園利用者には無農薬栽培をおこなう利用者もいるため、近隣の農地内で農薬散布を実施していると市民農園利用者から不快の念を示されることもある。
- ・ 市民農園利用者と近隣農業者との間で円滑なコミュニケーションをとることができればよいと考えている。

(事務局)

- ・ 市民農園の空きがある場合に、市のホームページ等を通じて、情報提供を行っている。
- ・ 市民農園の整備運営支援の一例として、農業者が農地を生かした形で自ら市民農園を経営する場合、市が市民農園利用者の募集を手伝う等があげられる。

(委員)

- ・全体を通した要望となるが、改訂版の素案の一番重要な部分は、施策の中の取組内容と考えている。
- ・今回の改訂版の素案は、新しいデータ、最新の情報などを盛り込んでいるが、取組内容の表現が前回とあまり変わっていない。
- ・改訂版を策定するために、各取り組みの拡充、継続する部分についてその理由を検討すれば、取組内容が変わってくる部分もあるのではないかと。
- ・取組内容は、現計画と同じ表現でなく、改訂をして取り組んでいく意気込みが伝わるような表現にしたほうがよいのではないかと考える。

(委員)

- ・取組内容全体の表現をこれから見直すのは、なかなか大変である。改訂の趣旨は、既に「策定の趣旨」の本文中に書いてあるとも思われるが、「改訂の趣旨」のような章節を設けると、改訂の意気込み等もより明確になるのではないかと考え、提案する。

(会長)

- ・取組内容の中である程度「改訂の趣旨」のメッセージを出すか、もしくは、まとめてどこかに「改訂の趣旨」を宣言した方がよいのではないかと委員の意見について、事務局はどのように考えているか。

(事務局)

- ・この改訂版はどのような改訂をしたものなのか、わかりやすくする観点から整理したい。

(委員)

- ・2ページの4の計画期間について質問する。
- ・現行の川越市農業振興計画の計画期間は9年間である。今回、改訂を実施しても、2027年度で計画期間は終わる。
- ・計画期間の終了後は、また改訂版を出すのか。それとも、ゼロベースで新たに作るのか。

(事務局)

- ・令和元年度からの9年間の現計画は、4年終わったところで改訂をして、見直しをすることとしている。そして、策定当初から9年間を経た令和9年度末で、次期計画を策定することになる。
- ・次期計画の策定に当たっては、まず、現計画の計画期間満了時に、改訂版を含めて、一通りの検証をする必要がある。
- ・また、その時の社会情勢や農業の情勢、他の関連計画、国、県の計画等と照らし合わせて、次期計画をどのように作り込んでいくか検討することも必要

である。

- ・今の段階では、次期計画を何をベースに策定するか、即答することは難しい。現計画を検証しながら、そのあたりを見極めて策定していきたい。

(委員)

- ・今、円安であることもあり、農産物の輸入額が非常に上がっている。一方で、米が余っている状況がある。
- ・私見ではあるが「儲かる農業の推進」の中で、米の消費拡大のために、もっと手軽に米が食べられるよう、市民への働きかけをしてはどうか。

(2) 川越市農業振興計画改訂版 指標

(事務局より説明)

(委員)

- ・計画の指標で、改訂前と比較して項目がなくなっているものや、新規で入っているものがある。
- ・現計画指標からは里芋の作付け面積、葡萄の作付け面積、農産物直売所の出荷組合員数が削除され、改訂版では市のホームページアクセス数、農産物販売額1,000万円以上の経営体数などが追加された。
- ・前の5年間では必要だとされていたが、改訂版の指標には入らなかったものについて、何故削除されたのか教えてほしい。

(事務局)

- ・指標の変更の考え方は、次のとおりである。
- ・まず、国の調査で数値が出ないものは、項目を削除した。
- ・次に、方針毎にそれぞれ指標を設けるという考えに立ち、今まで指標を設けていなかった方針0の指標として、「市（農業）ホームページアクセス数」を追加した。
- ・その他、できる限り達成が分かるように成果指標を入れている。

(委員)

- ・今回の指標で追加になった「耕地面積」と、現計画の指標の「経営耕地面積」の違いを知りたい。

(事務局)

- ・「経営耕地面積」と「耕地面積」は、全く別の統計である。
- ・「経営耕地面積」は、農林業センサスという5年に1回の調査を基にしており、この調査は人を対象にした調査である。
- ・経営耕地面積は、川越市の農業者に経営耕地を尋ねたものの総合計であり、現計画では、2,449haとなっている。

- ・一方「耕地面積」は、実態として市内のどの程度、耕作されている農地の面積があるかを表したものである。

(委員)

- ・なぜ改訂版では、人を対象にした指標を採用しなかったのか。

(事務局)

- ・経営耕地面積は、指標の11番に「1経営体当たりの経営耕地面積」として入れている。
- ・また、耕地面積は、指標の13番に、農地の保全の視点から入れている。実態として、農地がどの程度あり、毎年の推移を把握するため、今回、耕地面積を指標としている。
- ・経営耕地面積からは農業の経営規模を把握し、耕地面積からは農地の保全状況を把握する。その違いから、このような指標の構成になったものである。

(委員)

- ・指標の耕地面積の数字は「川越市農業振興計画改訂版（素案）」に掲載されていないようである。今後、計画の進捗管理をしていくのであれば、どこかに掲載されていた方がよいのではないか。
- ・3番の学校給食における地場農産物使用割合について、現状が24%なのに、目標を22%とするというのはいかがなものか。
- ・諸事情で高い目標を立てられないのであれば、学校給食における使用割合を指標とするのではなく、切り口を変えて、例えば、割合ではなく「川越産農産物を給食に使用した学校等の数」などを指標にしてはどうか。

(事務局)

- ・意見を踏まえ、検討したい。

(委員)

- ・指標の「担い手への農地の集積率」では現状の16.3%から42%を目標とする。
- ・この目標を実現するためには、埼玉型ほ場整備などの農業基盤整備を積極的に進めていかなければ、集積率が上がらないと思われる。
- ・埼玉型ほ場整備の計画が進んでいる地域はあるのか。

(事務局)

- ・農地の集積・集約化は、埼玉型ほ場整備だけではなく、人・農地プランを基にした地域計画の策定による集積・集約化に対しても、重点的に取り組んでいきたい。
- ・なお、42%という数値の根拠は「埼玉県農林水産業振興基本計画」の指標「担い手への農地集積率」が42%を目指しており、それに倣う形で、市も

42%という目標を設定した。

- ・埼玉型ほ場整備の計画については希望している地域はあるので、引き続き地域や関係機関と話し合いながら推進していく。

(委員)

- ・農林業センサスで農業集落調査の廃止が話題になっているが、その数値がなくなることで、市の農業振興に影響は生じないのか。

(事務局)

- ・現状、農業集落調査に基づいて、資料作成や分析を特にしていない。
- ・集落営農組織であれば、それに係る調査が別があり、市でも把握している。農業集落調査の廃止での直接的な影響は、今のところない。

(委員)

- ・有機農業の面積を増やしたいという点で、千葉県の市町村であったと思うが学校給食のお米に有機米を使って、有機栽培を進める取組をしていたところがあったと記憶している。
- ・そこでは、市が、割高な有機米を全量買取していた。有機農業を推し進めていくのであれば、このように、行政がある程度その価格を支えるシステムがないと、おそらく難しいのではないかと思われる。情報提供として申し上げておく。
- ・次に、農業産出額の指標は、100億円とある。現状が70億円であれば妥当とも思えるが、現計画では、策定時が116億円で、目標は150億円であった。
- ・現状を考えればやむを得ないことは承知だが、100億円という目標を見ると、だいぶ後退してしまったという印象を受ける。
- ・もう少し高い目標を設定してもいいのではないかと、個人的な感想として申し上げておく。
- ・それから、10番の「いるま地域明日の農業担い手育成塾生（5年間累計数）」だが、新規就農者の研修であれば、JA いるま野で、毎年募集し2年間かけて農業塾を実施し、だいたい30名前後の参加者を集めている。
- ・その他、就農とまではいかななくても農業体験、収穫体験などの取組をして、人数を集めている。この指標の目標値10人は、どのような内訳なのか知りたい。

(事務局)

- ・指標の目標値10人は、本市の「担い手育成塾」の入塾生が例年2人程度で推移していることから、それを踏まえて、5年後には累計10人という目標で設定したものである。

(委員)

- ・ 15番の「農業を身近に感じる方の割合」についてである。
- ・ 目標値を70%と掲げることは、農業者として大変ありがたいが、住民にとっては、野焼きの煙や臭い等、農業を身近に感じるために起こる問題もあるのではないか。
- ・ 農業を身近に感じる方の割合を、農業者と農政課とで一緒に話しながら、どうしたら近隣住民から理解を得られるか、親近感を持っていただける人の割合を70%まで上げられるか、その辺の指導があるとありがたい。

(事務局)

- ・ 貴重な意見だと思う。特に、市街化区域内の農地は、果樹や畑作、水稻であっても、近隣住民との折合いをつけることが難しいことを、農政課も把握している。
- ・ しかしながら、農地を守っていくという方向性は、市街化区域内農地でも市街化調整区域農地と変わりはない。
- ・ そこで、まずは、近隣住民に農業運営に関する情報を適切に発信していく取組も大事になると考える。
- ・ インターネットなどを活用しながら、農業の実態、例えば、最低限の農薬の使用はどうしても必要になる等、近隣住民に理解していただけるよう、情報発信の取組をしっかりとやっていきたい。
- ・ また情報発信をする取組の中で、状況を見ながら、少しでも農業者と近隣住民が調和できるような取組や情報発信を実施していければと考えている。農業者が近隣住民との関係で大変苦労されているのは農政課でも把握しており、農政課としても、可能な取組をしていきたい。

(委員)

- ・ 7番の、農産物直売所の売上についてである。
- ・ 現在、直売の場所は、市内の3箇所だけでなく、スーパーマーケットの地場野菜コーナーや庭先販売所、ファーマーズマーケットもある。調査が難しいとは思いますが、それらの金額を加えれば、おそらく10億円という数値は軽く超えると思われる。

(事務局)

- ・ 指摘のとおり、地産地消として、スーパーマーケットの地場産コーナーなどが充実しているのは承知しているが、それを調査する方法、それから、庭先販売所を把握して、売上額を調査する方法が課題である。
- ・ 今後、庭先販売マップを作成する中で、庭先販売をしている農家の状況等を把握していきたいと考えている。

(3) その他

- ・本日の会議要旨は、会長にご確認をいただいてホームページに掲載をさせていただきます。
- ・欠席の委員については、文書で意見照会をしたい。
- ・農業振興計画素案については、本日の意見を反映させ、庁内の会議にかける。その上で、市民から広く意見を募るパブリックコメントを実施する。
- ・委員の皆様に対しては、パブリックコメントの前に素案を郵送する。
- ・パブリックコメント終了後には、第4回川越市農業振興審議会を2月初旬から中旬にかけてを予定している。

4 閉 会